

第九十回帝國議會 院 所得稅法の一部を改正する等の法律案外二件委員會會議錄(速記)第一回

付託議案

所得稅法の一部を改正する等の法律案(政府提出)

臨時租稅措置法を改正する法律案(政府提出)

地方稅法及び地方分與稅法の部を改正する法律案(政府提出)

本委員ハ昭和二十一年八月一日(木曜日)議長ノ指名デ次ノ通り選定サレタ

小川原政信君 河原田 巖君
片岡伊三郎君 上林山榮吉君
坂本 實君 田中 實司君
寺尾 豐君 殿田 孝次君
中野 武雄君 平岡 良藏君
深津玉一郎君 飯島 祐之君
江川 爲信君 加藤 高藏君
苦米地義三君 松岡 運君
官澤 才吉君 武藤 嘉一君
八木佐太治君 奥村又十郎君
川島 金次君 榊原 千代君
玉井 潤次君 林田 哲雄君
松永 義雄君 山崎 常吉君
米山 久君 飯田 義茂君
今井 耕君 橋本 二郎君
原尻 東君 鈴木 憲一君
増井慶太郎君 山下 ツ子君
喜多治郎君 布 利秋君
同月二日(金曜日)午前十一時十二分
委員長理事互選ノ爲次ノ委員ガ參集シタ

小川原政信君 河原田 巖君
片岡伊三郎君 上林山榮吉君
坂本 實君 田中 實司君
寺尾 豐君 殿田 孝次君
中野 武雄君 平岡 良藏君
深津玉一郎君 飯島 祐之君
江川 爲信君 加藤 高藏君
苦米地義三君 松岡 運君
官澤 才吉君 武藤 嘉一君
八木佐太治君 奥村又十郎君
川島 金次君 榊原 千代君
玉井 潤次君 林田 哲雄君
松永 義雄君 山崎 常吉君
米山 久君 飯田 義茂君
今井 耕君 橋本 二郎君
原尻 東君 鈴木 憲一君
増井慶太郎君 山下 ツ子君
喜多治郎君 布 利秋君
同月二日(金曜日)午前十一時十二分
委員長理事互選ノ爲次ノ委員ガ參集シタ

小川原政信君 河原田 巖君
片岡伊三郎君 上林山榮吉君
坂本 實君 田中 實司君
寺尾 豐君 殿田 孝次君
中野 武雄君 平岡 良藏君
深津玉一郎君 飯島 祐之君
江川 爲信君 加藤 高藏君
苦米地義三君 松岡 運君
官澤 才吉君 武藤 嘉一君
八木佐太治君 奥村又十郎君
川島 金次君 榊原 千代君
玉井 潤次君 林田 哲雄君
松永 義雄君 山崎 常吉君
米山 久君 飯田 義茂君
今井 耕君 橋本 二郎君
原尻 東君 鈴木 憲一君
増井慶太郎君 山下 ツ子君
喜多治郎君 布 利秋君
同月二日(金曜日)午前十一時十二分
委員長理事互選ノ爲次ノ委員ガ參集シタ

飯田 義茂君 原尻 東君
鈴木 憲一君 増井慶太郎君
山下 ツ子君 喜多治郎君
布 利秋君
出席國務大臣
出席政府委員
出席政府事務官
大藏事務次官 上塚 司君
大藏事務官 池田 勇人君
大藏事務官 前尾繁三郎君
本日ノ會議ニ付シタ議案
所得稅法の一部を改正する等の法律案(政府提出)
臨時租稅措置法を改正する法律案(政府提出)
地方稅法及び地方分與稅法の一部を改正する法律案(政府提出)
○苦米地投票管理 者 ソレデハ先例ニ依リマシテ、私ガ年長ノ故ヲ以テ投票管理 者トナリ、是カラ委員長及ビ理事ノ互選ヲ行ヒマス
○松永義雄委員 投票ヲ用ヒズ、苦米地義三君ヲ委員長ニ御推薦致シマス
○苦米地投票管理 者 松永君ノ御意見ニ御異議アリマセヌカ
○苦米地投票管理 者 御異議ナシト認メマス、仍テ私委員長ニ當選

致シマシタ
〔拍手起ル〕
○苦米地委員長 此ノ際一言御挨拶ヲ申上ゲマス、私慣レテ居リマセヌノデ多分不行届ノ點ガゴザイマセウト思ヒマス、ドウゾ宜シク御願ヒ致シマス、是カラ引續キ理事ノ互選ヲ行ヒマス
○松永義雄委員 理事ハ其ノ數ヲ八名トシ、委員長ニ於テ御指名アランコトヲ望ミマス
○苦米地委員長 松永君ノ意見ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ
○苦米地委員長 御異議ナシト認メマス、ソレデハ
殿田 孝次君 中野 武雄君
深津玉一郎君 飯島 祐之君
官澤 才吉君 松永 義雄君
山崎 常吉君 今井 耕君
ヲ理事ニ指名致シマス、ソレデハ暫時休憩致シマシテ、十一時カラ再開スルコトニ致シマス
午前十一時十八分休憩
午前十一時十分開議
○苦米地委員長 ソレデハ是ヨリ會議ヲ開キマス、所得稅法ノ一部ヲ改正スル等ノ法律案、臨時租稅措置法ヲ改正スル法律案、地方稅法及ビ地方分與稅法ノ一部ヲ改正スル法律案、右三案ヲ一括議題ト

シテ政府當局ヨリ提案理由ノ説明ヲ聴取致シマス
○上塚政府委員 本委員會ニ付託トナリマシタ、所得稅法ノ一部ヲ改正スル等ノ法律案竝ニ臨時租稅措置法ノ改正法律案ニ付キマシテ提案ノ理由ヲ説明致シマス
本會議ニ於テモ説明致シマシタヤウニ、終戦後ニ於ケル時局ヲ速カニ收拾シ、國民生活ノ安定ヲ確保シ、新シイ日本ノ建設ヲ期スル爲メ、當面必要トスル財政需要ハ相當巨額ニ上ツテ居ル次第デアリマス、之ニ對處スルタメ、租稅ニ付キマシテモ、國民經濟ノ實情及ビ國民生活ニ及ボス影響等ヲ慎重ニ考慮致シマシタ上、適當ト認メラレル増稅等ヲ行ヒ國庫收入ノ増加ヲ圖ツテ財政ノ強化ニ資シマスルトトモニ、經濟諸情勢等ノ推移ニ應ジテ國民負擔ノ公正ヲ期シ、併セテ徵稅ノ簡素化ヲ圖ルコトト致シタノデアリマス、今回ノ增稅等ハ、現在ノ經濟ノ諸情勢ガ未ダ混沌ノ域ヲ脱セズ、又財產稅ノ實施ガ近ク豫定サレテ居ル際ナノデ、租稅制度ノ根本ニハサシテ改變ヲ加ヘルコトナク、主トシテ稅率ノ引上ゲ等ニ依リ國庫收入ノ増加ヲ圖ツタ次第デアリマス、即チ直接稅ニ於キマシテハ分類所得稅ノ増徴ニ主眼ヲ置キ、特ニ資産所

得ニ對シテ重課スルコトトシ、又
間接稅ニ於キマシテハ酒類等嗜好
品ニ對シ重課スルコトトシ、其ノ
他各稅ニ互リ、最近ニ於ケル物價
及ビ取引ノ狀況等ニ即應シテ、相
當ノ増稅ヲ行ハントスルモノデア
リマス、同時ニ現下課稅ヲ不適當
トスルニ至ツタ若干ノ租稅ノ廢止
等ヲ行ヒ、又租稅ノ賦課徵收ヲ簡
素適正ナラシメル爲ノ各種減免稅
等ノ整理、其ノ他、戰時稅制ヲ平
時稅制ニ移行セシメル爲ノ所要ノ
整備ヲ行ハントスルモノデアリ
マス

以下、其ノ概要ヲ御説明致シマ
ス、先ヅ分類所得稅デアリマス
ガ、本稅ハ租稅收入ノ半バニ達ス
ル最重要ナル租稅デアリマスノ
デ、今回ノ増稅ニ於テモ、國民ガ
其ノ分ニ應ジテ國費ヲ分擔スルノ
趣旨ニ依リ、之ニ主眼ヲ置イテ居
ルデアリマス、即チ資産所得ニ
對シテハ増徴ノ程度ヲ強クシ、不
動產所得ニ付キマシテハ百分ノ二
十三ノ稅率ヲ百分ノ三十三ニ配當
ノ利子所得ニ付キマシテハ、預貯金
ノ利子等百分ノ二十三、株式配當
等百分ノ三十三引上ゲ、又甲種及
乙種ノ事業所得ニ付キマシテハ、
ハ、百分ノ二十ノ稅率ヲ百分ノ
二十五ニ引キ上ゲ、勤勞所得及ビ
丙種ノ事業所得ニ對シテハ、現下
ニ於ケル此ノ種所得者ノ負擔ノ狀
況ヲ特ニ考慮シ、引上ゲノ程度ヲ
最も弱クシテ、百分ノ十八ノ稅率

ヲ百分ノ二十二引上ゲルニ止メ
トスルモノデアリマス、尙ホ配當
利子所得ノ稅率ニ付キマシテハ、
從來ハ國債ノ利子ニ對シテハ百分
ノ十六トシ、元本五千圓以下ノ預
貯金ノ利子ニ對シテハ百分ノ七ト
スル等ノ特例ガ認めラレテアリマ
シタガ、課稅ヲ簡素且ツ適正ナラ
シメル爲メ、總テ百分ノ三十ノ稅
率ニ統一シテ課稅スルコトニ改メ
ントスルモノデアリマス、又山林
ノ所得、退職所得、清算取引所得
ニ付キマシテモ、適當ト認めラレ
ル稅率ノ引キ上ゲヲ行ヒ、分類所
得稅ノ總稅額ニ於テ、二割五分程
度ノ増徴ヲ圖ルコトヲ致シタノデ
アリマス

綜合所得稅ニ付キマシテハ、分
類所得稅ノ稅率ノ引上ゲニ照應シ
ナガラ稅率ヲ改訂シ、三千圓ヲ超
エル所得ニ對シテ百分ノ八乃至五
十萬圓ヲ超エル所得ニ對シテ百分
ノ七十四ノ稅率ヲ、一萬圓ヲ超
ル所得ニ對シテ百分ノ三十五乃至
三十萬圓ヲ超エル所得ニ對シテ百
分ノ六十七ノ稅率トシ、分類所得
ト相俟ツテ高額所得者ニ對シ重課
スルコトヲ致シタノデアリマス、
之ニ伴ヒマシテ公社債、銀行預貯
金利子等ニ付キ源泉課稅ヲ選擇シ
タ場合ノ綜合所得稅ノ稅率ヲ、百
分ノ三十カラ百分ノ四十五ニ引上
ゲタノデアリマス

分類所得稅及ビ綜合所得稅ニ於
ケル基礎控除、扶養家族控除等ニ
付キマシテハ、物價事情等ヲ考慮
シ、去ル三月、緊急勅令ノ實施ニ
依リマシテ、相當大幅ノ引上ゲヲ
行ヒマシタノデ今回ハ、是等ノ改
正ハ行ハナイコトニ致シマシタ
以上ノ増稅ト併セ所得稅ニ付テハ
二、三ノ改正ヲ行フコトヲ致シマ
シタノデアリマス、即チ、不動產
等ノ讓渡所得ニ對スル分類所得稅
ノ創設デアリマスガ、今回個人ノ
不動產等ノ讓渡利得ニ對スル臨時
利得稅ヲ廢止スルコト、致シマシ
タノデ、不動產、船舶等ノ讓渡益
ニ對シマシテハ、今後分類所得稅
ヲ課稅スルコトヲ致シタノデアリ
マス、又ニ配當所得ノ計算期間ガ
前年三月カラ其ノ年二月マデトナ
ツテ居リマシタノヲ、此ノ際曆年
ニ改メ、又渡合所得稅ノ課稅ニ當
リ、公社債及ビ銀行預金利子等ニ
付テ三割ヲ控除シテ課稅スル從來
ノ特例ヲ廢止シ、其ノ他、看做配
當及ビ拂込金ニ充當シタ積立金ニ
依ル配當ニ對スル綜合所得稅ノ課
稅ニ付テハ、其ノ收入金額ノ十分
ノ四ヲ控除シテ課稅スルコトニ改
メ、課稅手續ノ簡素化及ビ租稅負
擔ノ適正ヲ圖ラントスルモノデア
リマス

法人稅ニ付キマシテハ課稅ヲ終
戰後ニ於ケル事態ニ即應セシメル
タメ法人臨時利得稅ヲ廢止シテ、
之ヲ法人稅ニ統合スルコトヲ致シ
タノデアリマスガ、法人ノ各事業
年度ノ所得ヲ普通所得ト超過所得
トニ區分シ、普通所得ニ對スル稅
率ニ付キマシテハ、産業及經濟ニ
與ヘル影響等ニ付テ考慮シマシタ
結果、百分ノ三十三ヲ百分ノ三十
五ニ引上ゲタノデアリマス、超過
所得ニ對スル稅率ニ付キマシテハ、
從來ノ法人臨時利得稅ト同程
度ノ稅收入ヲ舉グル目途ノ下ニ之
ヲ定メ、終戰後ニ於ケル企業收益
ノ狀況等ヲ考慮シ原則トシテ、資
本金額ノ八分ヲ超エル金額ニ對シ
百分ノ三十、同一割五分ヲ超エル
金額ニ對シ百分ノ四十、同一割五
分ヲ超エル金額ニ對シ百分ノ五十
ト致シタノデアリマス、以上ノ増
稅ト併セ法人稅ニ付イテ二、三ノ
改正ヲ行フコトヲ致シタノデアリ
マス、從來、所得ノ計算ニ當リ、
事業年度開始ノ日前三年以内ニ生
ジタ繰越損金額ハ、之ヲ總益金カ
ラ控除スルコトニナツテ居リマシ
タガ、個人トノ課稅ノ權衡及ビ終
戰後ニ於ケル企業經理ノ實情ニ顧
ミ之ヲ一年以内ニ生ジタモノニ限
ルコトニ改メルコトヲ致シマシ
タ、尙ホ國債利子ニ付テハ、七割ヲ
控除シテ課稅シテ居タ特例ヲ廢止
シ、又資本金額ノ計算上繰越損
金額ヲ控除シナイコトニ改メタノ
デアリマス、特別法人稅ニ付キマ
シマシハ、法人稅等ノ増徴等ニ伴
ヒマシテ、百分ノ二十二ノ稅率ヲ
百分ノ二十五ニ引上ゲルコトニ致
シマシタ、尙ホ本稅ハ今次ノ戰爭
終了後、一年以内ニ廢止スルコトニ

ナツテ居ルノデアリマスガ、今回
之ヲ改メ、恒久稅トシテ課稅スル
コトヲ致シタノデアリマス
臨時利得稅モ今次ノ戰爭終了後
一年以内ニ廢止スルコトニナツテ
居ルノデアリマスガ、今回之ヲ廢
止スルコトヲ致シマシタ、尤モ法
人ノ臨時利得稅ハ之ヲ法人稅ニ統
合シ、個人ノ不動產ノ讓渡ニ對ス
ル課稅ハ之ヲ所得稅ニ統合スルコ
トヲ致シタノデアリマス
相續稅ニ付キマシテハ目下高率
ノ累進稅率ニ依ル財産稅ノ課稅ヲ
控エテ居リマスノデ、今回ノ増稅
ニ當リマシテハ、本稅ノ一般ノ
増徴ヲ行フヲ適當トシナイモノト
認メタノデアリマスガ、課稅價格
百萬圓ヲ超エル高額財産ノ相續者
ニ對シマシテハ、尙ホ増徴ノ餘地
ガアルモノト認めラレマスノデ或
ル程度之ヲ引上ゲ、例ハ家督相
續ノ千分ノ四百四十乃至千分ノ五
百八十ノ最高稅率ヲ千分ノ五百五
十乃至六百五十二、遺產相續ノ千
分ノ六百乃至千分ノ六百七十ノ最
高稅率ヲ千分ノ七百乃至千分ノ八
百ニ引上ゲントスルモノデアリマ
ス、又相續稅ノ課稅最低限及ビ扶
養家族控除額ハ、現在ノ物價事情
等ニ適合シナイモノト認めラレマ
スノデ、課稅最低限ヲ家督相續ニ
付テハ五千圓ヲ二萬圓ニ、遺產相
續ニ付イテハ千圓ヲ三千圓ニ引上
ゲ、又扶養家族控除額千五百圓ヲ
三千圓ニ引上ゲル等ノ改正ヲ行

セ、小額財産ノ相續者ニ對スル負
擔ノ緩和ヲ圖ルコトヲ致シタノデ
アリマス

地方團體ノ財源タル地租、家屋
稅及ビ營業稅ニ付キマシテモ、地
方財政ノ狀況等考慮シ、又地租及
ビ家屋稅ニ付キマシテハ、不動産
ノ負擔ノ現狀ニ顧ミ稅率ヲ、地租
百分ノ三ヲ百分ノ四ニ、家屋稅百
分ノ二五ヲ百分ノ三・五ニ、營業
稅百分ノ二ヲ百分ノ二・五ニソレ
ゾレ引上ゲルコトニ致シタノデア
リマスガ、家屋稅ニ付キマシテハ
納期ノ關係上明年度カラ新稅率ニ
依リ課稅スルコトトシ、本年度ハ
地方稅附加稅ノ増徴ニ依リ調整ヲ
圖ルコトト致シタノデアリマス

鑛區稅ニ付キマシテハ、最近ニ
於ケル物價ノ狀況等ニ顧ミ、試掘
鑛區等ノ三十錢ノ稅率ヲ一圓ニ、
採掘鑛區ノ六十錢ノ稅率ヲ二圓ニ
引上ゲルコトト致シマシタ

有價證券移轉稅ニ付キマシテ
ハ、取引所ノ再開ヲ見計ラヒ、昨
年八月來停止シテ居リマシタ課稅
ヲ復活シ、今後ニ於ケル有價證券
ノ取得ニ付イテ適切ナ負擔ヲ課ス
ルタメ、有價證券仲買人ヲ買受人
トスルモノ萬分ノ五、取引所ノ賣
物取引ニ依リモノ萬分ノ十其ノ他
萬分ノ二十ノ稅率ニ依リ課稅スル
コトト致シマシタ

登錄稅ニ付キマシテハ、最近ニ
於ケル物價及ビ取引ノ實情ニ顧
ミ、其ノ負擔方ニ對シテ調整ヲ行
フ等ノ爲メ、比例稅率ニ付イテ

ハ、不動産ノ賣買等ニ依ル所有權
ノ取得ニ對スルモノ千分ノ四十ヲ
千分ノ五十二ニ、會社ノ設立又ハ増
資等ニ對スルモノ千分ノ六ヲ千分
ノ七ニ引上ゲ、其ノ他ニ付テモ之
ニ準ジテ引上ゲヲ行ヒ、又定額稅
率ニ付テハ二十割乃至三十割程度
ヲ引上ゲル等ノ増徴ヲ行フコトト
致シタノデアリマス

酒稅ニ付キマシテハ、酒類ノ嗜
好品タルノ性質及ビ最近ニ於ケル
物價ノ狀況ニ顧ミ、此ノ際相當重
課スルコトハ已ムヲ得ナイト認メ
ラレルノデアリマス、先ヅ清酒ニ
付キマシテハ、其ノ稅率ガ現在一
石ニ付テ一級酒ハ千二百四十五
圓、二級酒ハ五百八十五圓デアリ
マスガ、之ヲ一級酒二千七百五十
圓、二級酒千九百十圓ニ引上ゲン
トスルノデアリマス、其ノ結果清
酒ノ小賣價格ハ一級酒ハ一升ニ付
テ四十圓程度、二級酒ハ三十圓程
度トナル見込デアリマス、合成清
酒ニ付キマシテハ、清酒ニ準ジテ
相當程度ノ増徴ヲ行フコトト致シ
マシタ、一石ニ付テ四百五十圓ノ稅率
ハ、一石ニ付テ四百五十圓ノ稅率
ヲ千二百十圓ニ引上ゲ、其ノ結果
普通燒酎一本ノ小賣價格三圓六圓
程度トナル見込デアリマス、其ノ
他燒酎雜酒等ニ付キマシテモ、品
質ニ應ジテ稅負擔ニ差等ヲ設ケナ
ガラ、適當ト認メラレル稅率ノ引
上ゲヲ行ヒ、總稅額ニ於テ十九割

程度ノ增收ヲ圖ルコトト致シタノ
デアリマス、尙ホ酒類ノ無免許製
造ニ對スル罰金額ノ最高一萬圓ヲ
三萬圓ニ引上ゲ、密造者ニ對スル
處罰ヲ強化スルコトト致シタノデ
アリマス、酒類業團體法ニ付キマ
シテハ、酒類業團體ヲシテ新事態
ニ對處シ適切ナ活動ヲ行ハシメル
タメ、團體ノ性格ヲ共同ノ利益ノ
促進及ビ自主的統制ヲ目的トスル
同業者團體ニ改メ、且ツ官廳ノ監
督事項ヲ整理スル等ノ改正ヲ行フ
コトト致シタノデアリマス、清涼
飲料稅ニ付キマシテハ、其ノ消費
ノ性質及ビ酒類ニ對スル増稅等ト
ノ權衡ヲ考慮シ、相當大幅ノ増徴
ヲ行フコトトイタシマシタ、例ヘ
バ第二種「サイダー」ノ稅率一石
ニ付テ百六十七圓ヲ五百五十圓ニ
引上ゲ、其ノ他ノ清涼飲料ニ付テモ
適當ト認メラレル稅率ノ引上ゲヲ
行ハントスルモノデアリマス

砂糖消費稅ニ付キマシテハ、物
價事情等ニ顧ミ相當大幅ノ稅率引
上ゲヲ行フコトト致シマシタ、例
ヘバ分蜜白糖ノ稅率百斤ニ付テ十
七圓五十錢ヲ三百六十圓ニ引上ゲル
コトトシ、其ノ結果小賣價格ガ一
斤ニ付テ一圓四十五錢ガ四圓八十
錢餘トナル見込デアリマス、其ノ
他ノ砂糖ニ付キマシテモ適當ト認
ムル稅率ノ引上ゲヲ行ツテ居ルノ
デアリマス、尙ホ業務用等ノ砂糖
ニ對シテ課稅スル砂糖特別消費稅
ハ之ヲ廢止スルコトト致シマシタ

織物ニ對スル課稅ニ付キマシテ
ハ、徵稅事務ノ簡素化及ビ稅收ノ
確保等ヲ圖ル爲メ、織物消費稅ニ
織物及ビ織物製品ニ對スル物品稅
ヲ統合シ、稅率百分ノ四十ト致
シタノデアリマス、又綿織等ニハ
從來課稅シナイコトニナツテ居タ
ノデアリマスガ、今回之ニ課稅
スルコトトシ、綿又ハ「ステーブ
ル・ファイバー」ノミヲ原料トス
ル織物ニ付テ其ノ稅率ヲ百分ノ十
ト致シタノデアリマス

物品稅ニ付キマシテハ、今回ハ
徵稅ノ手續ヲ簡素化シ課稅ノ適正
ヲ期スルタメ現在ノ第一種ノ物品
ハ、小賣課稅ヲ致シテ居ルノデア
リマスガ、今回之ヲ改メテ、原則
トシテ製造課稅トシ、製造課稅ニ
改メルコトガ困難ナ愛玩用動物、
花、花輪等ニ對スル課稅ハ之ヲ廢
止スルコトト致シタノデアリマス
又、終戰後ノ事態ニ應スル課
稅ヲ行フ爲メ、甲類物品ニ對スル
現行稅率百分ノ百二十ハ高キニ失
スルモノト認メラレマスノデ、百
分ノ百ニ引キ下ゲ、又一定額ヲ超
エル高價品ニ對スル特別稅率ノ課
稅ヲ廢止シ、尙ホ書畫及ビ骨董ニ
對シテハ、實情ニ應ジ適切ナ課稅
ヲ行フ爲メ、小賣業者ノ販賣價格
ニ依リ、百分ノ二十ノ稅率ヲ適用
スルコトニ致シマシタ、又、從量
課稅ノ「餉類」「サッカリン」及ビ蜂
蜜ニ對シテハ、最近ニ於ケル物價
ノ狀況等ニ顧ミ、砂糖ニ準ズル程

度ノ稅率引上ゲヲ行ヒ、又「ツ
ルチン」ニ對シテモ、新タニ
「サッカリン」ト同程度ノ課稅ヲ
行フコトト致シタノデアリマス
遊興飲食稅ニ付キマシテハ、昨
年八月以來定額課稅ノ制度及ビ之
ニ伴フ納稅切符ノ制度ヲ停止シテ
居リマシタガ、現在ニ於テモ之ヲ
實施スルコトヲ適當トシナイノデ
今回之ヲ廢止スルコトニ致シマ
シタ

入場稅ニ付キマシテハ、戰時中
舞踏場ノ經營ガ停止サレテ居タ爲
メ、課稅ノ規定ガ削除サレテ居タ
ノデアリマスガ、終戰後各地ニ舞
踏場ノ開設ヲ見ルニ至リマシタノ
デ、此ノ際第二種ノ場所トシテ課
稅スルコトト致シタノデアリマス
印紙稅ハ昨年八月來課稅ヲ廢止
シテ居タノデアリマスガ、今回課
稅ヲ復活シ、大體十割乃至二十割
程度ノ稅率引上ゲヲ行フコトニ致
シマシタ、其ノ他骨牌稅及ビ狩獵
免許稅ニ付キマシテモ適當ト認ム
ル稅率ノ引上ゲヲ行ツテ居ルノデ
アリマス

尙ホ本増稅等ノ實施ト關聯致シ
マシテ、昨年八月施行サレタ戰時
緊急措置法ニ基キ稅制ノ適正化ニ
關スル勅令ハ、之ヲ廢止スルコト
ト致シマシタ、此ノ勅令ニ依リマ
シテ馬券稅ハ課稅ヲ停止シテ居タ
ノデアリマスガ、今後ニ於ケル競
馬場開設ノ機運ニ顧ミ、之ヲ復活
スルコトト致シマシタ

第六編 第四節 附屬稅之部 改正する等の法律案外二件委員會建議 第二回 昭和二十一年八月二日

三

同勅令ニヨリ同時ニ課稅ヲ停止シテ居タ配當利子特別稅、外貨債特別稅、建築稅、電氣、瓦斯稅、及ビ廣告稅ニ付キマシテハ、現在ニ於テモ尙ホ課稅ヲ適當トシナイト認メラレマスノデ、此ノ際廢止スルコトト致シマシタ、特別行爲稅ニ付キマシテハ、現在ニ於テハ課稅ヲ不當トスル事情ガ多ク認メラレマスノデ、此ノ際、是モ廢止スルコトト致シマシタ

此ノ外、終戰後ニ於ケル事態ニ即應サセル等ノ爲メ、必要ナ法令ノ廢止又ハ改正ヲ行フコトト致シタノデアリマス、其ノ二、三ニ付テ中上ガマス、先ヅ從軍軍人等ニ對スル租稅減免等ノ法律、戰時災害國稅減免法、所得稅法人稅、内地關涉法、日滿二重課稅防止ノ法律、日滿國稅徵收事務共助法、輸出品ニ對スル内國稅免除等停止ノ法律ヲ廢止シ、又、戰時納稅貯蓄制度ハ、終戰後ノ今日ニ於テハ、其ノ必要ヲ認メナクナリマシタノデ、之ヲ廢止スル爲メ、納稅施設法ヲ改正スルコトト致シマシタ

次ニ關稅等ニ付キマシテハ、終戰ニ伴ヒ、關稅法戰時特例ハ之ヲ廢止スルノ要ガアリマスガ、同特例中ニハ、關稅行政ヲ簡素化シ、船舶ノ運航ヲ圓滑ニシ、又港灣荷役力ノ增強ヲ圖ツテ居ルモノガアリマスノデ、今後モ之ヲ存續スル等ノ爲メ、關稅法等ノ一部ヲ改正

セントスルモノデアリマス、其ノ他、徵稅上ノ手數省略ヲ圖ル爲メ、國庫出納金端數計算法ヲ改正シ、國稅ノ收入金ニ付テハ、原則トシテ十錢未満ノ端數ハ之ヲ切捨テルコトニ致シタノデアリマス

次ニ、臨時租稅措置法ノ改正ニ付テ說明致シマス、同法ハ今次ノ戰爭終了後一年以内ニ廢止スルコトトシ、戰爭遂行ニ資スル爲メノ租稅ノ減免ニ關スル措置等ヲ定メテ居タノデアリマスガ、今回之ヲ租稅特別措置法ニ改メ、生産ノ増強、國民生活ノ安定、其ノ他現下緊要トスル諸政策ノ遂行ニ資スル爲メ、必要ナ租稅ノ減免又ハ課稅標準ノ計算若シタハ徵收ニ關スル特例ヲ整備シテ當分ノ間、之ヲ存置スルコトト致シタノデアリマス

以上、今回ノ稅制改正ニ關スル二法律案ノ概要ニ付テ說明シタノデアリマスガ、増稅等各種措置ニ依リマシテ、平年度ニ於テ分類所得稅、十七億三千二百餘萬圓、綜合所得稅、七千八百餘萬圓、法人稅、六億四千二百餘萬圓、特別法人稅、三百餘萬圓、營業稅、五千三百餘萬圓、地租、二千二百餘萬圓、家屋稅、二千二百餘萬圓、鐵道稅、二千六百餘萬圓、有價證券移

轉稅、五百餘萬圓、登錄稅、四千九百餘萬圓、酒稅、二十億三百餘萬圓、清涼飲料稅、百餘萬圓、砂糖消費稅、七千三百餘萬圓、織物消費稅、四億四千八百餘萬圓、入場稅、九十餘萬圓、骨牌稅、五百餘萬圓、印紙稅、三千餘萬圓、狩獵免許稅、五百餘萬圓ノ增收ナルノデアリマスガ、相續稅、三百餘萬圓、物品稅、三億四千四百餘萬圓、配當利子特別稅、百餘萬圓、臨時利得稅、八億二千八百餘萬圓、建築稅、二百餘萬圓、特別行爲稅、六千八百餘萬圓、電氣瓦斯稅、千九百餘萬圓、廣告稅、千餘萬圓ノ減收トナリ、差引キ地方團體ノ財源タル還付稅收入ノ增收ヲ含メ、平年度ニ於テ三十九億七百萬圓、初年度タル昭和二十一年度ニ於テ二十四億五千五百餘萬圓ノ增收トナル見込デアリマス

以上所得稅法ノ一部ヲ改正スル等ノ法律案外ニ付キマシテ說明致シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御可決ヲ望ムコトヲ御願ヒ申上ゲマス

○苦米地委員長 大村內務大臣

○大村國務大臣 本委員會ニ付託セラレマシタ地方稅法及ビ地方分與稅法ノ一部ヲ改正スル法律案ニ付キマシテ、其ノ概要ヲ御說明申上ゲマス、地方稅制ハ去リ昭和十五年ニ大改正ガ行ハレタノデゴザイマス、其ノ時以來我が國ハズツト戰爭ノ狀態ニ入ツテ居ツタノデ

アリマシテ、戰爭遂行ノ上カラ地方團體ニ要求セラレマシタ所ノ各種ノ施策ハ洵ニ廣範、多岐デアリマシテ、爲ニ地方財政上ノ需要モ年々増加ノ一途ヲ辿ツテ參ツタノデアリマス、併シ其ノ間能ク地方稅負擔ハ均衡ヲ失スルコトガナク、又地方團體ハ概ネ其ノ財源ニ不足スルコトモナク經過致シ得タノデアリマス、然ルニ戰爭ガ最後ノ段階ニ入リマシテ、空襲ハ非常ニ激烈トナリ、大半ノ都市ハ壞滅セラレ、續イテ敗戰トナリ、社會經濟ノ情勢ハ茲ニ一變致シマシタガ爲ニ、地方ノ財政事情モ急激ナル大變化ヲ受ケマシテ、歲入不足ヲ生ズル地方團體ガ隨所ニ發生致シマシテ、是等ノモノニ對シマシテハ、昨昭和二十年度ニ於キマシテ總額五億五千餘萬圓ノ赤字公債ヲ起スコトニ依リマシテ、辛ウジテ收支ノ均衡ヲ保ツコトガ出來タト云フヤウナ狀態デアツタノデアリマス

茲ニ最近ニ於キマスル地方財政ノ現況ヲ概括シテ申述バテ見マスレバ、先ヅ第一ニ、戰災並ニ終戰ニ因リ産業經濟界ノ激變ニ依リマシテ、地方團體ハ多大ノ稅源其ノ他ノ收入源ヲ喪失致シタノデアリマス、第二ニ、物價騰貴ニ依リマシテ、職員ノ給與ノ改善費、又戰災復興、復興費、食糧増産其ノ他民生安定ノ諸施策ニ要スル經費等ノ財政需要ガ新タニ増加致シタノ

デアリマスルガ、其ノ額ハ莫大ナル額ニ上ツテ居ルノデアリマス、第三ニ、戰災其ノ他新タナル財政均衡ノ原因ガ加ハリマシタ爲ニ、地方團體ノ間ニ於キマシテノ稅源分布ノ狀況ガ甚ダ不均衡ニ相成ツテ參リマシテ、之ヲ調整スルコトヲ主タル貌ヒト致シテ居リマス所ノ現在ノ配付稅制度ハ、此ノ儘デハ其ノ調整機能ヲ失ツテ居リマスノデ、茲ニ何等カノ改正ヲ加ヘナケレバナラヌト云フヤウナ事情モ發生シテ居ルノデアリマス、又第四ニ、新日本建設ノ爲ニ、民主政治ノ發達ヲ期シマスルニ於キマシテ、特ニ地方行政ノ民主化、地方自治ノ發達ヲ期サナケレバナラナイコトハ中スマデモナイノデアリマスルガ、是ガ爲ニハ他面地方自治團體ノ基礎ヲ成シテ居リマス所ノ地方財政ノ強化、又地方財政ノ自主化ヲ圖ラナケレバナラヌト云フヤウナ事情ニ立至ツテ居ルノデアリマス、斯クノ如キ地方財政ノ現況ニ對處致シマス爲ニ、今回地方財源ノ擴充ヲ致シ、ソレカラ地方財政ノ自主性ヲ強化スル、ソレカラ地方財政調整ノ適正化ヲ圖ルト云フ、此ノ三大眼目ヲ目標ト致シマシテ、茲ニ地方稅法並ニ地方分與稅法ノ改正ヲ中心ト致シマス所ノ地方稅制、財政制度ノ改正ヲ政府ハ企圖致シタ次第デアリマス

先ヅ地方稅法中ノ改正事項ニ付

テ御説明ヲ致シマスルガ、是ハ大體ニ於キマシテ地方ノ財政上ノ自主性ヲ強化スルコトヲ考慮ニ入レナガラ地方税全體ニ互リ相當程度ノ増稅ヲ行ハントスルモノデアリマス、先程申述ベシタヤウニ地方團體ハ差當リ多額ノ地方財源ノ増加ヲ必要トシテ居ルノデアリマス、之ヲ補填致シマス方法ト致シマシテ、國庫ヨリ交付金ヲ支出致シマス、國庫ヨリ交付金ヲ支出致シマス、國庫ヨリ交付金ヲ支出致シマストカ、國稅ヲ委讓スルコトカ云フヤウナコトモ考ヘラレルノデゴザイマスルガ、今日國庫財政モ亦非常ニ逼迫シテ居リマスコトニ思ヒテ致シマス時ニ、國庫ヨリ地方財政ガ多クノ援助ヲシテ戴クト云フコトハ、是ハ實際問題トシテ不可能ナコトデアリマス、隨ヒマシテ地方税自體ニ於キマシテ相當ノ増稅ヲ行ヒマシテ、自分デ財源ヲ造リ出スト云フコトハ洵ニ已ムヲ得ナイ事態ニアルト思フノデアリマス、國民生活ノ現狀ヲ見マスル時、今回國稅モ地方税モ相當ニ増稅ヲセラレタノデゴザイマシテ、其ノ負擔ハ決シテ生易シイモノトハ考ヘマセヌガ、敗戦後ノ國力ノ實相ニ思ヒテ致シマス時、是ハ國民ニ忍ビテ戴カナケレバナラヌ洵ニ已ムヲ得ナイ措置デアルト考ヘルノデアリマス、地方税法改正ノ第一點ハ地租、家屋税及ビ營業稅、所謂三國稅ノ附加稅ノ増稅デアリマス、地方ノ最も有力ナ獨立財源デアリマス三收益附加稅ニ

付キマシテハ、其ノ標準賦課率ヲ道府縣市町村共ニ百分ノ百、増率スルコトト致シマシテ、ソレゾレ道府縣ニ於テハ百分ノ二百、市町村ニ於テハ百分ノ三百トセントスルモノデアリマス、別ニ提案致サレテ居リマス所ノ三ツノ國稅ニ於キマシテ、本ガ増稅セラレルコトニナツテ居ルノデアリマスルガ、此ノ増稅ト、又地方附加稅ニ於ケル増稅トノ兩者ノ關係ニ依リマシテ地方團體ノ增收見込額ハ約五億五千七百萬圓ノ見込デアリマシテ、尙ホ災害應急又ハ復舊ノ費用ヲ要シマス時、其ノ他法律決定メテ居リマス所ノ特別ノ場合ニ於キマシテハ、現行法ニ於キマシテハ標準賦課率ノ二割ヲ超エナイ範圍、即チ道府縣ニ於キマシテハ百分ノ百二十、市町村ニ於キマシテハ百分ノ二百四十マデハ監督官廳ノ許可ヲ必要トシナイデ制限外課稅ガ出來ルト云フコトニナツテ居ルノデアリマスルガ、改正法律案ニ於キマシテハ新タナ標準賦課率ノ二割ヲ超エナイ範圍、即チ道府縣百分ノ二百四十、市町村百分ノ三百六十マデハ許可ヲ要シナイデ制限外課稅ガ行ヘルコトニ改メタノデアリマス、尙ホ國稅、家屋稅ニ付キマシテハ、大藏當局カラモ御説明ノアリマシタ如ク、既ニ納期ガ開始シテ居リマス關係上、本年度ハ其ノ増稅ヲ取止メラレマシタノデ、地方附加稅ノ賦課率ヲ

上ゲテ調整スルコトニ致シマシタ、特ニ此ノ點ハ本年度分ニ限リマシテ、家屋稅附加稅及ビ家屋稅割ニ付キマシテ、其ノ賦課率ヲ引上ゲルコトニ致シタノデアリマス、改正ノ第二ハ、市町村民稅ノ増稅デアリマス、市町村民稅ノ納稅義務者一人當リノ平均課稅額ハ、現行法デハ大都市十二圓、都市ガ九圓、町村ガ六圓ト云フヤウニ、三種ニ區分致サレテ居ルノデアリマスガ、改正案ニ於キマシテハ、諸般ノ事情ヲ勘案致シマシテ、大都市、都市、町村ノ區別ヲ撤廢致シマシテ、一律ニ四十圓ト云フコトニ致シタノデアリマス、此ノ改正ニ依リマシテ市町村民稅ノ增收見込額ハ、約四億八千萬圓ニ上ルノデアリマス、更ニ市町村財政ノ自主性ヲ強化シテ致シマシテ、市町村民稅ニ彈力性ヲ賦與スルコトトシ、特別ノ必要アル場合ニ於キマシテハ、府縣知事ノ許可ヲ受ケマシテ、其ノ百分ノ五十以內デ制限外課稅ヲナシ得ルコトニ致シタノデアリマス、即チ一戸平均六十圓マデハ制限外課稅ヲヤレバ賦課スルコトガ出來ルト云フヤウニ致シタノデアリマス、尙ホ納稅者一人ニ對スル最高賦課額ノ制限ハ、賦課總額ヲ今回著シク引上ゲマシタ關係カラ、一律ノ制限規定ヲ存置シテ置キマスコトハ適當デゴザイマセヌシ、而モ其ノ最高賦課額ハ、概ネ各團體ノ實態ニ應

ジマシテ、適當ニ決定セラレル狀況ニモアリマスノデ、今回は方法定ノ制限ヲ撤廢致シタノデアリマス、併シ之ニ依リマシテ適當ナ賦課ガ行ハレナイヤウナコトノ生ジナイヤウニ、政府トシテハ適切ナ措置ヲ講ズル所存デ居ルノデアリマス、改正ノ第三點ハ、府縣民稅ヲ新タニ設ケタコトデアリマス、是ハ府縣ニ對スル新タナル財源賦與ノ必要ト、大衆ノ擔稅力捕捉ヲ適當トスル現下ノ狀況ニ鑑ミマシテ、又且ツハ府縣ノ自治的性格ノ強化ニ伴ヒ、府縣ニ直接課徵スル所ノ人稅ヲ設ケル、之ニ依ツテ府縣住民ノ負擔分任ノ途ヲ擴充スルコトヲ適當ト考ヘマシテ、納稅義務者一人當リ平均賦課額ノ制限ヲ六十圓トスル府縣民稅ヲ創設シ、是ハ大體市町村民稅ニ準ジ賦課スルコトニ致シタノデアリマス、尙ホ本稅ハ市町村民稅ノ關聯ノ極メテ深イモノガアリマスノデ、其ノ賦課總額ハ府縣條例ノ定ムル所ニ依リマシテ、市町村ニ配當シ得ルモノトシ、其ノ場合ニ於キマシテハ、府縣民稅ノ課稅方法ハ、法律命令及ビ府縣條例ニ定メルモノ外、市町村條例ヲ以テ規定セシムルコトモ出來ルト云フコトニ致シタノデアリマス、而シテ府縣民稅ニ依ル收入見込額ハ、約八億八千萬圓デアリマス、改正ノ第四ハ、府縣ニ對スル法

定外獨立稅設定ノ權能ヲ賦與シタコトデアリマス、府縣ノ自治的性格ノ擴充ニ伴ヒマシテ、府縣ノ財政自治權ヲ強化スルコトヲ適當トシ、必要ト致シマスル爲ニ、現ニ市町村ニ認メテ居リマス同様ニ府縣ニ對シマシテモ法定稅目以外ノ新タナル獨立稅ヲ設定スル權能ヲ賦與セントスルモノデアリマス、勿論本稅ニ付キマシテハ、內務大臣、大藏大臣ノ許可ヲ要スルコトニ致シマシテ、負擔ノ均衡ニハ十分留意スル考ヘデアリマス、改正ノ第五ハ、東京都ノ區稅ニ關スルコトデアリマス、東京都制ノ改正ニ依リマシテ、新タニ認メント致シテ居リマス東京都ノ區稅ニ付キマシテハ、東京都ノ區ト東京都トノ一體性ヲ確保スル必要ガアリマスノデ、東京都ノ區ガ其ノ區域內ニ於テ、東京都ノ課スルコトヲ得ル稅ノ一部又ハ全部ヲ、區稅トシテ課セント致シマスル場合ニハ、東京都條例ノ定ムル所ニ依ルモノト致シマスル共ニ、區ガ法定外獨立稅ヲ設ケントスル時ハ、東京都ノ同意ヲ要スルコトト致シタノデアリマス、次ニ地方分與稅法中ノ改正事項ニ付テ御説明申上ゲマス、前ニ述ベマシタ地方稅制ノ改正竝ニ國費地方費負擔區分ノ改正等ニ依リマシテ、地方團體ニハ相當ノ增收ヲ見込ミ得ルノデアリマス、併シナガラ之ヲ以テ地方公共團體ノ財政

需要ノ増加、並ニ被災ニ依ル地方
税ノ減收ヲ補フコトハ到底出来マ
セスカラ、其ノ不足額ハ國庫カラ
ノ配付税ノ増額ニ依リマシテ、賄
ハウトスルコトヲ日途ト致シマシ
テ、此ノ配付税ヲ増額致シタノデ
アリマス、又之ニ從ヒマシテ、配
付税ノ分與ニ關シマシテハ、地方
團體ノ財政需要ノ増加額ニ應ズル
必要ナ財源ヲ賦與致シ、又被災地
方團體ノ政政援助ヲ中心トスル配
付税ヲ分與スルト云フ、其ノ方法
ノ適正化ヲ圖ラントスル爲ニ茲ニ
配付税法中ノ改正ヲ致サントスル
ノデアリマス

改正ノ第一ハ、配付税ノ全體ニ
關スル事項デゴザイマスガ、其ノ
一ハ配付税ノ繰入率及比與率ノ
改正デアリマス、終戦後ノ地方財
政ヲ再建致シマス爲ニ、昭和二十
一年度ニ於キマシテハ、新タニ増
加ヲ要スル地方財源ノ總額ハ、實
ニ四十億五千八百萬圓ノ多キニ上
ルノデアリマス、其ノ内容ハ、被災
ニ因ル地方税ノ減收補填ニ要スル
モノガ九億五千六百萬圓、經濟情
勢ノ變化ニ伴フ地方職員ノ待遇改
善ニ要スル額ガ二十四億九千三百
萬圓、地方財政ノ自主性ヲ強化ス
ル等ノ爲メ國庫補助金ヲ廢止シ、
地方一般財源ニ振替ヲ要スル額ガ
一億九千六百萬圓、國民學校ノ充
實及ビ生活保護法ノ實施ニ要ス
ル額ガ四億一千三百萬圓デアリマ
ス、是ガ對策ト致シマシテハ市町

村民税ノ増税及ビ府縣民税ノ創設
ニ依リマシテ十三億六千六百萬圓、
ソレカラ還付税タル地租家屋税及
ビ營業税ノ増税並ニ是等ニ對スル
附加税ノ標準賦課率ノ引上ニ依リ
マシテ五億五千七百萬圓、其ノ他
各種地方獨立税ノ増税ニ依リマシ
テ一億八千萬圓、警察費ニ對スル
國庫負擔割合ノ引上、其ノ他國
費、地方費ノ負擔割合ノ改正ニ依
リマシテ六千七百萬圓、行政整理
ヤ使用料ノ増徴ニ依リマシテ二億
一千六百萬圓、合計二十三億八千
萬圓ノ財源ヲ捻出致シタノデゴザ
イマスガ、尙ホソコニ十六億七千
七百萬圓ノ不足ヲ生ズルノデアリ
マス、此ノ不足ハ全部配付税ノ増
額ニ依ツテ始末ヲスルコトニ致シ
テ居ルノデアリマス、是ガ爲メ一
般會計ヨリ地方分與税分與金特別
會計ハ繰入レルニキ配付税ノ總額
ハ、所得税及ビ法人税並ニ入場税
及ビ遊興飲食税ノ當初ノ豫算見込
額ニ既定ノ繰入割合ヲ乘ジテ得タ
六億五千八百萬圓ニ此ノ十六億七
千七百萬圓ヲ加ヘタ合計二十三億
三千五百萬圓、此ノ金額ヲ右ノ四
種ノ收入額カラ地方分與税分與金
特別會計ヘ繰入レマス爲ニ、所得
税及ビ法人税並ニ入場税及ビ遊興
飲食税ニ對スル繰入割合ヲ改訂ス
ル必要ガ生ジタノデアリマス、之
ニ伴ヒマシテ地方團體ニ分與スベ
キ配付税ノ額ニモ異動ヲ生ジマス
ノデ、其ノ割合ニ付テモ改訂ヲ必

要トスルノデアリマス、其ノ二ト
致シマシテ、配付税ノ道府縣分ト
市町村分トノ割振ノ變更ヲ致シテ
居ルノデアリマス、道府縣及ビ市
町村ノ從來ノ割振ニ依ル本來ノ配
付税ノ額ト、ソレノ新タニ増
加ヲ要スル額トノ合算額ニ付キマ
シテ、道府縣分ト市町村分ト割合
ヲ取ツテ見マス、道府縣分ハ百
分ノ六十五・八餘リ、市町村ハ百
分ノ三十四・八餘リトナルノデア
リマスガ、此ノ端數ヲ整理致シマシ
テ道府縣百分ノ六十五、市町村百
分ノ三十五ト致シタノデアリマス
改正ノ第二ハ道府縣配付税ニ關
スル事項デアリマスガ、其ノ一ツ
ハ道府縣配付税ノ中ニ三種配付
額ヲ設ケルコトデアリマス、戰災
地道府縣ニ於キマシテハ、多大ノ
財源ヲ喪失シテ居ルニモ拘ラズ、
却テ其ノ財政需要ハ激増致シテ居
ルノデアリマス、而モ其ノ狀況ハ
必ズシモ戰災地道府縣ノ間ニ一率
ニ之ヲ律スルコトハ困難デアリマ
ス、尙又經濟ノ安定ヲ缺キマス今
日、財源並ニ財政需要ノ變動ガ甚
シク、爲メ過去ノ實績ヲ基礎トス
ル固定シタ法定標準ノミデ道府縣
ニ對スル分與額ヲ算定致シマシタ
ノデハ、其ノ財政運営ヲ著シク困
難ナラシメルモノガアリマス、
是等ノ點ニ鑑ミマシテ、道府
縣配付税中ニ新タニ特別ノ事情ヲ
斟酌シテ分與スル第三種配付額ヲ

設ケルコトヲ致シマシテ、其ノ總
額ハ同性質ノ現行ノ都市配付税
及ビ町村配付税中ノ第三種配付額
ニ準ジマシテ道府縣配付税總額ノ
百分ノ五ト致シタノデアリマス
其ノ二ハ財政需要ヲ標準トスル
第二種配付額分與基準ノ改正デア
リマス、從來第二種配付額ハ實人
口ニ六十萬ヲ加算シ、更ニ國民學
校兒童數ニ依リ割増ヲ行ツタモノ
ニ按分ヲ致シテ居ツタノデゴザイ
マスガ都市方面ノ特ニ甚シイ財政
需要増加ノ狀況ニ鑑ミマシテ、大
都市部人口ノ三倍、都市部人口ノ
二倍、町村部人口ノ一倍ノ合算額
ニ百五十萬ヲ加ヘタモノニ按分
スルコトニ改メントスルノデアリマ
ス、現行割増定數ノ六十萬ハ道府
縣平均人口ノ凡ソ四割ニ相當スル
ノデアリマスガ、改正割増定數百
五十萬ハ、配付税分與基準トシテ
ノ人口算定方法ノ改正ニ伴ヒマシ
テ増加シタ改訂道府縣人口ノ平均
約六割ニ相當スルノデアリマシ
テ、人口算定方法ノ改正ニ伴ヒ當
然増加スベキモノヲ更ニ五割増額
スルコトニ致シタ譯デアリマス、
其ノ理由ハ今回新タニ道府縣民税
ガ設ケラレマスノデ、各團體ニ對
シ單純ニ其ノ人口ニ比例シテ相當
ナ財源ガ賦與セラレト云フ結果
ニナルノデアリマスガ、元來人
口一人當リノ經費ハ人口ノ少イ團
體程割高ニ相成リマスルカラ、人
口少數ノ團體ニハ割高ニ財源ヲ賦

與スル途ヲ考ヘル必要ガアルカラ
デゴザイマス、尙ホ國民學校兒童
數ニ依ル人口割増ノ制度ハ、最近
國民學校兒童ノ移動ガ甚ダ激シイ
狀況ニ鑑ミマシテ、此ノヤウナ一
時的ナ兒童數ノ増減ハ正シイ財政
需要ノ標準トハナリ得マセヌノ
デ、此ノ制度ヲ廢止スルコトニ致
シタノデアリマス

改正ノ第三ハ市町村配付税ニ關
スル事項デアリマスガ、其ノ一
ツハ市町村配付税中ニ大都市、都
市、町村ヲ通ジ特別ノ事情ヲ斟酌
シテ分與スル特別配付税ヲ設ケン
トスルコトデアリマス、現行法ハ
市町村配付税ヲ先ツ大都市ト都市
ト町村トノ三ツノ「ブロック」ニ區
分致シマシテ、大都市ニハ大都市
配付税ノミヲ、都市ニハ都市配付
税ノミヲ、町村ニハ町村配付税ノ
ミヲ分與スルコトヲ致シテ居ルノ
デアリマス、併シナガラ此ノ分割
ニ付キマシテハ、大都市、都市、町
村間ニ道府縣配付税第三種配付額
設定ノ理由ニ付テ申述ベマシタト
同様ナ事情ガアリマスノデ、固定
シタ法定ノ分與額ノミヲ以テ致
シマシテハ三「ブロック」分割ノ
適正ヲ期シ難イノデアリマス、
隨テ大都市、都市、町村ノ三「ブ
ロック」ノ各團體ヲ通ジ特別ノ事
情ヲ斟酌シテ分配スル特別配付税
ヲ新タニ設ケントスルノデアリマ
ス、此ノ結果市町村配付税ハ大都
市配付税、都市配付税、町村配付

税、次ニ特別配付税ノ四種ニ相成
ル譯デアリマス、其ノ二ハ市町村
配付税總額ノ大都市、都市、町村
三「ブロック」ヘノ分割方法ヲ改
正セントスル點デアリマス、市町
村配付税總額ヲ財政需要ヲ標準ト
シテ大都市配付税、都市配付税及
ビ町村配付税ノ三「ブロック」ニ
分割致シマス場合、現行法ハ大都
市、都市、町村ノ總割増人口ニ按
分スルコトニ致シテ居ルノデアリ
マスガ、大都市、都市方面ハ戰災
ニ依リマシテ多大ノ財源ヲ喪失
シ、反面其ノ財政需要ハ却テ激増
致シテ居ル狀況ニ鑑ミマシテ、今
回大都市總人口ノ三倍、都市總人
口ノ二倍及ビ町村總人口ノ一倍ニ
按分スルコトニ改メントスル事
デアリマス、其ノ三ハ大都市配付
税、都市配付税及ビ町村配付税ノ
各第二種配付額分與基準ノ改正デ
アリマス、今回地方税法ノ改正ニ
依リマシテ、市町村民税ノ賦課總
額ノ制限ガ大幅ニ引上ゲラレマス
結果、市町村ニ對シ、單純ニ其ノ
人口數ニ比例シテ相當ノ財源ガ賦
與サレルコトニ相成ル譯デアリマ
ス、併シナガラ人口一人當リノ經
費ハ人口少數ノ團體程割高ニ相成
リマスノデ、財源モ元來人口少數
團體ニハ割高ニ與ヘラレナケレバ
ナラナイノデアリマス、此ノ缺陷
ヲ補ヒマス爲ニ、財政需要ヲ標準
トスル第二種配付額ノ分與基準ニ
加算セラレ、人口少數團體ニ財源

ヲ割高ニ與ヘル働キヲシテ居リマ
ス所ノ割増定數ヲ五割宛増額スル
コトト致シタノデアリマス、即チ
大都市六十萬、都市三萬、町村二
千ノ割増定數ヲツレム、大都市ニ
付テハ九十萬、都市ニ付テハ四萬
五千、町村ニ付テハ三千ニ改メマ
シテ、之ヲ人口ニ加算シタモノニ
第二種配付額ヲ按分スルコトニ改
メタノデアリマス、尙ホ國民學校
兒童數ニ依ル人口割増ノ制度ハ府
縣ノ場合ニ申述べマシタト同様ノ
理由ニ基キマシテ、今回之ヲ撤廢
スルコトニ致シタノデアリマス
第四八、配付税ノ臨時特例ニ關
スル事項デアリマスガ其ノ一ツハ
當分ノ間、道府縣配付税ノ中ニ戰
災ニ依ル減收額ヲ補填スル爲ニ、
第四種配付額ヲ設ケントスルコト
デアリマス、戰災團體ハ多大ノ財
源ヲ喪失シテ居ルニ拘ラズ却ツテ
其ノ財政需要ハ著増ヲ致シテ居リ
マスノデ、戰災團體ノ財政ヲ援助
スル爲ニ戰災ニ依ツテ減收スル額
ノ凡ソ二分ノ一程度ヲ補填スルコ
トヲ目的ト致シマシテ、道府縣配
付税總額ノ百分ノ十以內ニ於キマ
シテ、命令ニ依リ定メル金額ヲ以
テ第四種配付額ヲ設ケ、戰災ニ依
ル減收額ニ按分分與セントスルノ
デアリマス、此ノ第四種配付額ノ
總額ハ戰災ノ回復ニ伴ヒマシテ、
年々減額致シテ參リマスコトガ適
當デアリマスノデ、此ノ點ハ命令
ヲ以テ定メルコトニ致シタノデア

リマス、其ノ二ハ當分ノ間市町村
配付税ノ中ニ、戰災ニ依ル減收額
ヲ補填スル爲メ、道府縣配付税ノ
場合ニ申述べマシタト同様ノ理由
ニ依リマシテ、市町村配付税總額
ノ百分ノ二十以內ニ於キマシテ、
命令ニ依ツテ定メル額ヲ臨時特別
配付税ト致シマシテ、此ノ項ヲ設
ケントスルモノデアリマス、其ノ
理由ハ道府縣配付税、第四種配付
額ニ付テ説明致シマシタ所ト全ク
同一ノモノデアリマス
以上地方税法及ビ地方分與税法
ノ一部ヲ改正スル法律案ノ概要ニ
付キマシテ御説明ヲ申上ゲタ次第
デアリマス、何卒宜シク御審議ノ
程ヲ御願ヒ申上ゲマス
○苦米地委員長 之ヲ以チマシテ
議案全部ニ對スル政府當局ノ提案
ノ理由ノ説明ハ終了致シマシタ、
質疑ハ次會カラ行クコトニ致シマ
シテ、本日ハ是デ散會ヲ致シマ
ス、次會ノ開會日時ハ公報ヲ以テ
御通知致シマス
午後零時十五分散會

昭和二十一年十月十八日印刷

昭和二十一年十月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局